

北名古屋市総合福祉センターもえの丘非常時対応について

北名古屋市総合福祉センターもえの丘利用者の安全確保のため、非常時については、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 特別警報・暴風警報発令時について

(1) 臨時休館

北名古屋市内に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合は、臨時休館とします。

なお、「特別警報」、「暴風警報」以外の気象警報・注意報の場合は、平常どおり開館します。

(2) 再開時刻

「特別警報」、「暴風警報」が解除された場合、個人使用については2時間後に、専用使用については、以下の表のとおり使用を再開します。

特別警報・暴風警報解除時刻	専用使用再開時刻
午前7時までに解除	午前9時から
午前11時までに解除	午後1時から
午後4時までに解除	午後6時から（日曜日及び月曜日は休館）

なお、専用使用については、午後4時（日曜日及び月曜日は午前11時）までに解除されない場合は、使用中止とします。

ただし、北名古屋市内において被害が発生した場合等、状況に応じて開館しない場合があります。

2 地震・火災発生時について

(1) 臨時休館

開館前に施設に甚大な被害が発生した場合は、臨時休館とします。

また、開館後に施設に甚大な被害が発生した場合は、速やかに閉館します。

(2) 再開日

施設、市内被害の復旧状況等に応じ、再開日を決定します。

3 新型コロナウイルス等による感染症発生時について

(1) 臨時休館

新型コロナウイルス等感染症拡大による国・県の「緊急事態宣言」の発令又は県内・市内の感染者発生状況により、臨時休館とすることがあります。

(2) 再開日

感染症発生状況に応じ、再開日を決定します。

ただし、再開後においても人数及び使用可能施設等の使用制限を設けることがあります。

4 周知方法について

施設入口・市ホームページにて臨時休館及び再開の案内を周知します。

5 使用料還付について

特別警報又は暴風警報発令及び異常気象時等による臨時休館及び施設管理側に瑕疵・過失がない故障等により施設が使用できなくなった場合は、施設使用料は還付しますが、その他の補償はできませんのでご了承ください。

6 その他

使用責任者は、施設を使用する前に館内避難経路図（別紙）の確認を行うとともに、使用中に地震・火災等が発生した場合は、速やかに使用を中止し、利用者への避難誘導を行ってください。